

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### (総則)

第1条 公益財団法人ニッポンドットコム（以下「当法人」という。）の定款第9条及び定款第20条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等並びに費用については、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づく理事及び監事をいう。
- (2) 代表理事とは、理事のうち、定款第15条第2項に基づき選出された者をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、代表理事及び常勤理事以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、役員がその職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 代表理事及び常勤理事には、報酬及び退職慰労金を支給することができる。代表理事及び常勤理事の報酬は別表1の範囲内で、理事会の承認により決定する額を支給する。

2 非常勤役員には、別表2に定める額を報酬として支給することができる。

3 退職慰労金を支給する場合は、評議員会において別に定める役員退職慰労金規程により算定する。

4 評議員に、定款第9条に定める総額の範囲で、別表3に定める額を報酬として支給することができる。

### (費用)

第4条 所定の交通機関を利用して通勤する代表理事及び常勤理事に対しては、実費相当額を通勤手当として支給する。

2 役員及び評議員が、その職務の執行に要する交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第5条 代表理事及び常勤理事の報酬は、毎月23日(支払日が休日の場合はその前営業日)に第3条で定められた額を12で除して得た額(以下、「月額報酬」という。)を支給する。

2 役員の報酬は、法令又は本人の希望に基づきその役員の報酬から控除すべきものの金額を控除してその残額を現金で本人に支給する。ただし、本人の希望によりその者に支給すべき金額の全部又は一部を本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込みによって支払うことができる。

(新たに代表理事または常勤理事となった者の月額報酬)

第6条 月の途中で代表理事または常勤理事となった場合、及び報酬額に変更があった場合は、当該月については、月額報酬を日割計算により算出した額とする。

(代表理事または常勤理事でなくなった者の月額報酬)

第7条 代表理事または常勤理事が次の各号の一に該当するときは、その月に支給する月額報酬を日割計算により算出した額とする。

(1) 辞任又は任期満了により退任したとき

(2) 解任されたとき

2 代表理事または常勤理事が死亡したときは、その月分の全額を支給する。

(代表理事及び常勤理事の月額報酬の支給定日の特例)

第8条 前2条の規定による月額報酬の支給日は、第5条第1項の規定にかかわらず、同項の支給定日によらないことができる。

(日割計算の方法)

第9条 この規程に定める報酬の日割計算方法は、月額報酬を1年間における1月平均所定労働日数(小数点以下第1位未満切捨)で除した額に、支給を開始する日からその月の末日まで、又はその初日から支給を停止するまでの日曜日及び土曜日以外の日数を乗じることにより行うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程は、平成 29 年 3 月 22 日より施行する。
1. この規程は、平成 29 年 9 月 28 日より施行する。
1. この規程は、平成 30 年 3 月 1 日より施行する。
1. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程は、令和 6 年 7 月 1 日より施行する。

### 別表 1 役員報酬基準表

区分	一人当たり月額
代表理事及び 常勤理事	1,500,000 円までの範囲

### 別表 2 非常勤役員報酬基準表

非常勤理事	理事会、評議員会出席の都度	35,000 円
非常勤監事	理事会、評議員会及び監事監査出席の都度	35,000 円

### 別表 3 評議員報酬基準表

評議員会出席の都度	35,000 円
-----------	----------